

判決年月日	平成 2 2 年 3 月 3 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成21年（ネ）10055号		
○ 被告製品が原告の「携帯型コミュニケーターおよびその使用方法」の特許発明に係る特許権を侵害していないとして，原告の控訴を棄却した事例。			

（関連条文）特許法 7 0 条

1 控訴人（原告）は，「携帯型コミュニケーターおよびその使用方法」に関する発明の特許（本件特許）の特許権者である。控訴人は，被控訴人（被告）に対し，被告製品（被告補助参加人を製造元とする携帯電話無線機（商品名：「S o f t B a n k 9 2 1 T」））を販売し，販売のために展示その他販売の申出をしている行為が，本件特許に係る特許権（請求項 2 及び請求項 5 に係る特許権）を侵害し，被告の上記行為が特許法 1 0 1 条 4 号，5 号に該当すると主張して，被告製品の販売等の差止め（特許法 1 0 0 条 1 項）及び廃棄（同条 2 項）を求めるとともに，損害賠償金 3 4 4 0 万円（民法 7 0 9 条，特許法 1 0 2 条 3 項）及び所定の遅延損害金の支払を請求した。原判決は，原告の各請求をいずれも棄却したので，原告は上記損害賠償請求及び遅延損害金請求について控訴を提起した。

原告は，本件特許の請求項 2 につき，特許庁に対して訂正審判請求をし，特許庁は，訂正を認める旨の審決をし，同審決は原審口頭弁論終結後に確定した（この訂正を「本件訂正」という。）。そこで，原告は，当審において，本件訂正前の特許権の請求項 2 に基づく請求を本件訂正後の特許権の請求項 2 に基づく請求に変更するとともに，請求項 5 に係る特許権に基づく請求を取り下げた。

2 本判決は，以下のとおり判示して，原告の控訴を棄却した。

(1) 構成要件 g 「選択手段」の該当性について

ア 「選択手段」の意義

本件訂正発明は，従来の無線電話装置と，携帯型コンピュータと G P S 利用者装置とをすべてを携帯することができず，かつ相互を組み合わせそれらを複合した機能を得ることができないとの課題を解決するために，複合した機能を，実用的に得ることを目的とするものである。そうすると，本件訂正発明は，携帯型の情報装置がこれらの装置の機能を複合させた機能を有することに特徴があり，機能の一部を他のサーバ等に置くことを想定したものとはいえない。

「選択手段」による「発信先番号の選択」は，携帯コンピュータが，携帯型コミュニケーター自体で取得できるデータを用いて，発信先番号の選択に係る処理を実行することを指すと解するのが相当である。

イ 被告製品の構成要件充足性

被告製品においては、専らナビタイムサーバが、そのデータベースを用いてディスプレイに表示される発信先番号の「選択」に係る検索処理を実行しており、被告製品は、地図情報も備えておらず、構成要件 g の「選択手段」に相当する検索処理を実行することなく、単に、施設カテゴリーの選択及び現在位置情報の送信と検索結果の取得のみを行っている。

したがって、被告製品は、構成要件 g の「選択手段」を具備するものではなく、同構成要件を充足しない。

(2) 均等侵害の成否について

ア 被告製品の構成への置換可能性について

本件訂正発明における「携帯コンピュータ」が、「位置座標データ入力手段の位置座標データに従って、所定の業務を行う複数の個人、会社あるいは官庁の中から現在位置に最も近いものの発信先番号を選択する選択手段」との構成を被告製品における上記処理手段に置換することは、解決課題及び解決原理が異なるから、置換可能性はないものというべきである。

イ 本件訂正発明と被告製品とで異なる構成部分が本質的部分か否かについて

自動車電話において、GPS 装置を利用して現在位置に最も近い施設を検索して選択することは公知であると認められるので、本件訂正発明においては、構成要件 g の「携帯コンピュータ」が「・・・上記位置座標データ入力手段の位置座標データに従って、所定の業務を行う複数の個人、会社あるいは官庁の中から現在位置に最も近いものの発信先番号を選択する選択手段」を有することが、本件訂正発明の本質的部分であるといえる。

被告製品は、ナビタイムサーバが、そのデータベースを用いて検索処理を実行するものであって、上記の構成を具備しない点において相違する。被告製品における本件訂正発明との異なる構成部分は、本件訂正発明の本質的部分における相違であるというべきである。